

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条 第五條）

第二章 役員及び職員（第六條 第十一條）

第三章 業務等（第十二條 第十七條）

第四章 雑則（第十八條）

第五章 罰則（第十九條 第二十一條）

附則

（削除）

（事務所）

第四條（略）

（資本金）

第五條（略）

第二章 役員及び職員

（役員）

第六條（略）

目次

第一章 総則（第一条 第六條）

第二章 役員（第七條 第十條）

第三章 業務等（第十一條 第十六條）

第四章 雑則（第十七條）

第五章 罰則（第十八條・第十九條）

附則

（特定独立行政法人）

第四條 検査法人は、通則法第一条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

（事務所）

第五條（略）

（資本金）

第六條（略）

第二章 役員

（役員）

第七條（略）

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 検査法人の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条又は自動車検査独立行政法人法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 検査法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 検査法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員欠格条項の特例)

第十条 (略)

2 検査法人の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条又は自動車検査独立行政法人法第十条第一項」とする。

(新設)

(新設)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(審査事務規程)

第十三条 (略)

(設備の維持)

第十四条 (略)

(審査事務を実施する者)

第十五条 (略)

(積立金の処分)

第十六条 検査法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2) 4 (略)

(報告及び検査)

第十七条 (略)

第四章 雑則

(審査事務規程)

第十二条 (略)

(設備の維持)

第十三条 (略)

(審査事務を実施する者)

第十四条 (略)

(積立金の処分)

第十五条 検査法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2) 4 (略)

(報告及び検査)

第十六条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十八条 (略)

第五章 罰則

第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした検査法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした検査法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規程による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(主務大臣等)

第十七条 (略)

第五章 罰則

(新設)

第十八条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした検査法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした検査法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規程による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十五条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案

現 行

（自動車検査独立行政法人の審査）

（自動車検査独立行政法人の審査）

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車
が保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」とい
う。）を自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）に行わせ
るものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車
の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限
りでない。

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象
外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車
が保安基準に適合するかどうかの審査を自動車検査独立行政法人（以下
「検査法人」という。）に行わせるものとする。ただし、次条の規定に
より軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における審
査については、この限りでない。

2 検査法人は基準適合性審査を行ったときは、遅滞なく、当該基準適合
性審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知
しなければならない。

2 検査法人は前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を
国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければなら
ない。

3 国土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により基準適合性審査
を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認める
ときは、基準適合性審査を自らも行うことができ、この場
合において、国土交通大臣は、検査法人の設備を、基準適合性審査のた
め必要な限度において、無償で使用することができる。

（新設）

4 国土交通大臣は、前項の規定により基準適合性審査を行うこととし、
又は同項の規定により行つている基準適合性審査を行わないこととする
ときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

（新設）

5 国土交通大臣が第三項の規定により基準適合性審査を行うこととし、
又は同項の規定により行つている基準適合性審査を行わないこととする
場合における基準適合性審査の引継ぎに関する所要の事項及び基準適合

（新設）

性審査に関する申請、手数料の納付その他の手続に関する所要の経過措置は、国土交通省令で定める。

(手数料の納付)

第二百二条 (略)

2 | 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならない。

3 | 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十四号までに掲げる者の前二項の手数料の納付は、検査法人及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十四号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

4・5 | (略)

6 | 第二項の手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とする。

(手数料の納付)

第二百二条 (略)

(新設)

2 | 前項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十四号までに掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、同項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十四号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3・4 | (略)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>第二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第百二條第三項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九條第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第百二條第二項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九條第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。</p>

道路運送法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十号)(附則第十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第二号中「第八号」を「第九号」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項第三号中「第八号」を「第九号」に改める。</p>

改 正 案

現 行

<p>(歳入及び歳出) 第二百十三条 (略)</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第三項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)第十六条第三項の規定による納付金</p> <p>ホ ト (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出) 第百五十八条 自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第三項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法第十六条第三項及び自動車検査</p>	<p>(歳入及び歳出) 第二百十三条 (略)</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)第十五条第三項の規定による納付金</p> <p>ホ ト (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出) 第百五十八条 自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法第十六条第三項及び自動車検査</p>
---	---

査独立行政法人法第十六条第三項の規定による納付金

ホ (略)

二 (略)

査独立行政法人法第十五条第三項の規定による納付金

ホ (略)

二 (略)